

# 奨 学 制 度 規 程

## 第1章 総則

### 第1条 (趣旨)

この規程は、米子松蔭高等学校（以下「本校」という）が設置する奨学制度について必要な事項を定める。

### 第2条 (奨学制度の種類)

本規程で定める奨学制度の種類は、次の各項に定める通りである。

1. 学業特別奨学生制度
2. 技能特別奨学生制度
3. ボーイスカウト・ガールスカウト奨学生制度

### 第3条 (奨学生審査委員会の組織及び選考方法)

奨学生審査委員会は、校長・副校長・教頭・事務長を審査委員とし、選考後、理事長の承認を得るものとする。

### 第4条 (奨学生の重複)

第2条の各項は重複することができる。ただし、1項～3項の免除額（第8条・第13条）は重複できない。

## 第2章 奨学生制度

### ①学業特別奨学生制度

#### 第5条 (目的)

この規程は、学業及び生活態度が優秀な生徒の、より一層の勉学への取り組みを促すために、本校に入学する以前の中学校の学業成績と生活態度が優秀で中学校長の推薦がある者と、入学試験または学力参考テストでの結果と生活態度が優秀な者を学業特別奨学生（以下「学特生」という）として認定し、授業料の一部と教育振興充実費の全部または一部を免除することで、社会に貢献できる優秀な人材の育成を図ることを目的として制定する。

#### 第6条 (認定条件)

学特生の認定条件は次の通りである。

##### 1. 入学時の学特生の認定条件

###### 学業特別奨学生A

ア. 5教科（国・数・社・理・英）の第3学年1・2学期の学業評定が、5段階で合計が20以上  
(特別進学コース・進学コース)

イ. 5教科（国・数・社・理・英）のうち、3教科の第3学年1・2学期の学業評定が、5段階で合計が12以上  
(総合選択コース)

ウ. 推薦入学試験合格者で、学力参考テストの結果が特に優秀であった場合または一般入学試験の結果が特に優秀であった場合

###### 学業特別奨学生B

ア. 一般入学試験の結果が優秀であった場合

##### 2. 入学後の学特生の認定条件（学業成績は、平常点・出席点を加味する）を満たし、校長が学特生として相応しいと特に認めた者

#### 第7条 (免除対象者)

免除の対象者は、学特生として認定され入学した者と、入学後、学業成績が優秀で本校の学特生の認定条件に達し、生活態度が優秀な者。

#### 第8条 (免除額)

免除額は奨学生一人につき、原則として次の通りとする。

##### 1. 入学時の学特生

###### 学業特別奨学生A

授業料20,000円のうち9,900円は、就学支援金が支給されるので、就学支援金支給後の授業料10,100円と教育振興充実費16,000円を免除する。

###### 学業特別奨学生B

教育振興充実費16,000円を免除する。

##### 2. 入学後の学特生

###### 学業特別奨学生C

教育振興充実費16,000円の全額を免除とする。

###### 学業特別奨学生D

教育振興充実費16,000円の半額（8,000円）を免除する。

## 第9条 (免除期間)

免除の期間は、原則として次の通りとする。

### 1. 入学時の学特生

最短卒業年数（3ヵ年）とする。

### 2. 入学後の学特生

定期検査終了後の次の学期間とする。

1学期 学特生になった場合⇒免除期間は、本年度2学期の8～12月

2学期 学特生になった場合⇒免除期間は、本年度3学期の1～3月

3学期 学特生になった場合⇒免除期間は、次年度1学期の4～7月

## ②技能特別奨学生制度

### 第10条 (目的)

この規程は、部活動等の奨励及び振興のために、第11条1項のアまたはイに該当し、中学校長の推薦がある者を技能特別奨学生（以下「技特生」という）として認定し、授業料の一部と教育振興充実費の全部または一部を免除することで、社会に貢献できる優秀な人材の育成を図ることを目的として制定する。（野球部は5名以内とする）

### 第11条 (認定条件)

技特生の認定条件は次の通りである。

#### 1. 入学時の技特生の認定条件

ア. 中学校在学中、生活態度が優秀で、部活動（体育部・文化部）に精励し、学業にも努力し入学後も継続して活動できる者。

イ. 中学校在学中、生活態度が優秀で部活動以外のスポーツ活動や文化活動に精励し、学業にも努力し、入学後も継続して活動できる者。

#### 2. 入学後の技特生の認定条件

部活動等に努力して特に優れた成績を上げ、生活態度が優秀で学業にも精励し、顧問等が推薦する者。

### 第12条 (免除対象者)

免除の対象者は、技特生として認定され入学した者、または入学後スポーツ活動や文化活動に努力して特に優れた成績を上げ、生活態度が優秀で学業にも精励している者。

### 第13条 (免除額)

免除額は奨学生一人につき、原則として次の通りとする。

#### 1. 入学時の技特生

授業料 20,000円のうち 9,900円は、就学支援金が支給されるので、就学支援金支給後の授業料 10,100円と教育振興充実費 16,000円を免除する。

#### 2. 入学後の技特生

特別奨学生C

教育振興充実費 16,000円の全額を免除とする。

特別奨学生D

教育振興充実費 16,000円の半額（8,000円）を免除する。

### 第14条 (免除期間)

免除の期間は、原則として次の通りとする。

#### 1. 入学時の技特生

最短卒業年数（3ヵ年）とする。

#### 2. 入学後の技特生

部活動などの顧問から推薦され、認定された日から1年間とする。

## ③ボーイスカウト・ガールスカウト奨学生制度

### 第15条 (目的)

この規程は、ボーイスカウト・ガールスカウトの組織を通じ、少年・少女がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるように教育することを目的として制定する。

### 第16条 (給付対象者)

入学後もボーイスカウト・ガールスカウトで活動する者。

**第 17 条 (給付額)**

スカウト活動のレポートを提出した生徒に対し、学期ごとに 10,000 円の奨学金を支給する。

**第 18 条 (給付期間)**

在学中活動している期間。

**第 19 条 (細則)**

奨学生制度に関する細則は別に定める。

**第 3 章 奨学生の認定と資格喪失**

**第 20 条 (奨学生の認定)**

奨学生の認定は、奨学生審査委員会で審査し、理事長が承認して決定する。

**第 21 条 (奨学生の資格喪失)**

素行不良や校則違反・積極的な学校生活への取り組みが欠ける等で注意を受け、なお改まらない場合は、奨学生の資格を喪失する。

**(附 則)**

平成 20 年 3 月 31 日までの本校奨学制度は廃止とし、平成 20 年 4 月 1 日からこの規程を実施する。

平成 20 年 11 月 3 日、一部変更する。

平成 22 年 3 月 31 日、一部変更する。

平成 23 年 3 月 31 日、一部変更する。

平成 26 年 3 月 31 日、一部変更する。

平成 28 年 3 月 31 日、一部変更する。

平成 29 年 3 月 31 日、一部変更する。

平成 30 年 3 月 31 日、一部変更する。